

森林整備事業の推進について

福島県森林整備課
令和6年10月23日

1 再造林の支援について【資料1・2】

福島県における民有林(人工林)の資源構成については、標準伐期齢以上の林分が全体の7割超を占めており、保育間伐、搬出間伐の時期を経て、主伐の時期に。

一方、人工林の齢級構成の偏りが顕著であり、森林資源を安定的・継続的に活用していくためには、若返りや資源構成の平準化が必要。

また、主伐後に着実に更新を図る必要があり、造林未済地の増加が課題。

森林環境基金を活用した再造林に関する補助事業については、【資料2】のとおり。

2 花粉発生源対策について

(1) 国における花粉発生源対策の概要について【資料3】

令和5年度に花粉発生源対策として数値目標が設定され、対策を加速化。

(2) 花粉症対策に関する事業について【資料4】

ア 林相転換特別対策(特定スギ人工林)

スギ人工林伐採重点区域(※)で実施する一貫作業、下刈り、森林作業道整備等。

※スギ人工林伐採重点区域・・・県全体では、58市町村 17, 241ha を選定。9齢級(40年生)以上、普通林(保安林等制限林ではない)、地利条件のよい(林道から500m未満)のスギ人工林を令和6年1月に選定、林班単位で区域を設定。

イ 花粉の少ない森林づくり事業

森林環境基金森林整備事業の実施地区である水源区域等で実施する植栽・下刈り

(3) 花粉の少ない苗木について【資料5】

ア 花粉の少ない苗木として、無花粉苗木、少花粉苗木、低花粉苗木、特定苗木がある。

イ 本県での苗木の生産出荷状況(スギ)

少花粉苗木は令和元年より、特定苗木は令和3年より生産・出荷。中・浜通りについては生産及び供給可能となっている。

苗木の生産には播種から2年を要することから、向こう数年分のより正確な造林計画とそれに基づくスギの需給調整が必要。森林経営計画等による計画的な主伐・再造林を。

森林整備事業の推進について

令和6年10月23日
福島県森林整備課

1

森林資源の状況 (県全体)



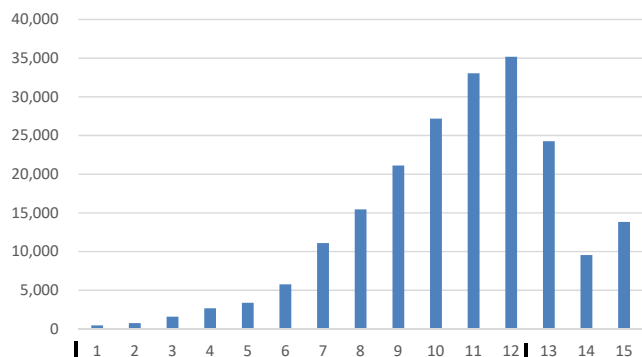
人工林の齢級別面積

10齢級以上(H22): 88,188ha
(人工林面積計の43%)

齢級	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	計
H22	1,117	2,417	3,311	5,189	10,058	15,338	19,418	27,431	32,033	35,746	26,584	11,149	4,796	3,210	6,703	204,500
H30	461	755	1,575	2,653	3,377	5,749	11,092	15,450	21,121	27,194	33,038	35,174	24,270	9,539	13,825	205,273

面積:ha

人工林の齢級別面積 (H30年度)



10齢級以上(H30): 143,040ha
(人工林面積計の70%)

主な施業別の人工林齢級別面積の分布状況

齢級	1~2齢級	3~4齢級	5~7齢級	8~12齢級	13齢級~
主な施業	下刈	除伐等	保育間伐	間伐等	主伐等
H22	3,534	8,500	44,814	132,943	14,709
H30	1,216	4,228	20,218	131,977	47,634
対H22比%	34	50	45	99	324

面積:ha

※福島県森林・林業統計書より。実績集計上の施業区分について、造林補助金実績から施業毎に対象齢級を分類。

森林整備が必要な森林

2

【資料1】

森林整備への支援

事業名	事業主体	補助対象作業種	補助率等
森林機能向上事業	林業事業体 (森林組合・素材生産業者)	人工林（7齢級以上）のうち、手入れが行われず荒廃のおそれのある森林で実施する間伐 【対象区域】 ○飲料水の水源区域 ○水源かん養機能または山地災害防止機能が特に高い森林	標準事業費の10/10以内 (312～591千円/ha)
森林機能維持事業	再造林・下刈	森林経営計画策定者 (森林所有者・森林組合等) 森林環境保全直接支援事業で実施する再造林・初回の下刈 【対象区域】森林機能向上事業に同じ	標準事業費の32%以内 (275～567千円/ha)
	一貫作業システム	意欲と能力のある林業経営者 伐採者と造林者が連携し、伐採から再造林までの作業を連続して実施する一貫作業 【対象区域】森林機能向上事業に同じ	3,000千円/ha以内
	被害森林整備	森林経営計画策定者 (森林所有者・森林組合等) 自然災害による被害木の整理等 【対象区域】私有林	標準事業費の10/10以内 (260～370千円/ha)

路網整備への支援

事業名	事業主体	規格	補助額	利用形態
森林整備促進路網整備事業	林業事業体 (森林組合・素材生産業者)	高性能林業機械 4 tトラック [幅員3.5～4.0m程度]	4,200円/m以内	継続利用
間伐材搬出支援事業 (林内作業路整備支援事業)	林業事業体 (森林組合・素材生産業者)	林内作業車（小型運搬車） [幅員2.0～3.0m程度]	500円/m以内	一時利用

【資料2】

3. 花粉発生源対策の加速化と課題

(1) これからの花粉発生源対策

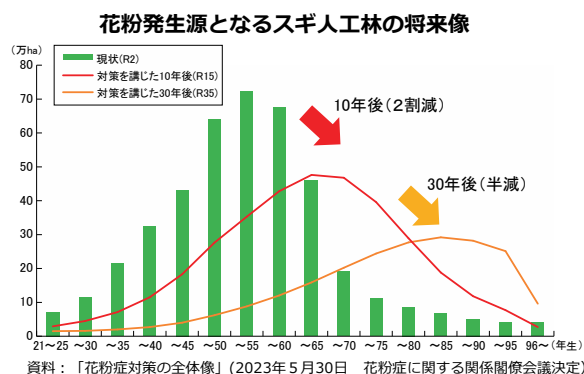
2023年4月に関係閣僚会議を設置。花粉発生源対策に数値目標を設定し、対策を加速化

「花粉症対策の全体像」を決定

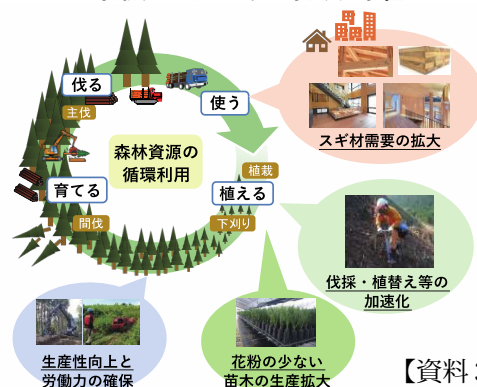
- これまで各省庁で様々な取組が行われてきたが、花粉症の有病率は高く、多くの国民が悩まされ続けている状況
- 2023年4月、政府は「花粉症に関する関係閣僚会議」を設置し、5月に「花粉症対策の全体像」を決定。花粉の発生源であるスギ人工林を減らす「発生源対策」、飛散防止剤の開発等の「飛散対策」、治療薬の増産等の「発症・曝露対策」に総合的に取り組み、花粉症という社会問題を解決するための道筋を提示
- 2023年10月、花粉症に関する関係閣僚会議において、「花粉症対策の全体像」が想定している期間の初期の段階から集中的に実施すべき対応を「花粉症対策 初期集中対応パッケージ」として取りまとめ

花粉発生源対策の目標

- 「花粉症対策の全体像」における花粉発生源対策の目標として、10年後には花粉発生源となるスギ人工林を約2割減少。花粉量の多い年でも過去10年間の平均並みの水準まで減少させる効果が期待。将来像としては約30年後に花粉発生量を半減
- そのため、伐採・植替え等の加速化、スギ材の需要拡大、花粉の少ない苗木の生産拡大、生産性向上と労働力確保等の対策を総合的に推進



花粉発生源の減少に向けた取組



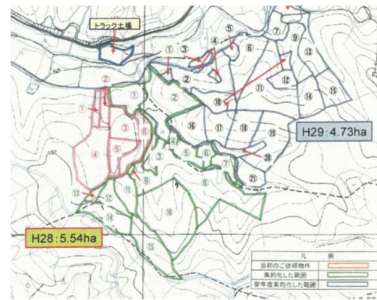
【資料3】

(2) スギ人工林の伐採・植替え等の加速化

重点区域における集中的な取組等により伐採・植替え等を加速化

- 「花粉症対策 初期集中対応パッケージ」に基づき、人口の多い都市部周辺などにおいて重点的に伐採・植替え等を実施する区域（スギ人工林伐採重点区域）を設定し、森林の集約化を進め、伐採・植替えの一貫作業の実施やそのために必要な路網整備を推進。2023年度末時点で区域内に約98万haのスギ人工林
- 国有林野においても、国土保全や木材需給の動向等に配慮しつつ、伐採・植替えを加速化
- 林業生産に適さないスギ人工林の広葉樹林化等の森林整備を促進

スギ人工林伐採重点区域のイメージ



森林の集約化の促進



伐採・植替えの一貫作業と路網整備の推進

5

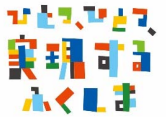
【資料3】

別表2 スギ人工林伐採重点区域内のスギ人工林における令和15年度までの伐採・植替え目標面積

【資料4】

市町村名	目標面積 (ha)
福島市	265
二本松市	496
伊達市	195
本宮市	59
桑折町	23
国見町	12
川俣町	121
大玉村	46
郡山市	859
須賀川市	213
田村市	1,146
鏡石町	6
天栄村	153
石川町	431
玉川村	39

市町村名	目標面積 (ha)
平田村	313
浅川町	61
古殿町	717
三春町	77
小野町	463
白河市	577
西郷村	227
泉崎村	54
中島村	8
矢吹町	19
棚倉町	486
矢祭町	459
埴町	608
鮫川村	492



○林相転換特別対策（特定スギ人工林）

- ・スギ人工林伐採重点区域（※）で実施する一貫作業、下刈り、森林作業道整備等が対象。
- ・主伐後、花粉の少ないスギ苗木・カラマツ・広葉樹等を2,000本/ha以下で植栽。
- ・市町村、林業事業体、森林所有者が協定を締結して事業実施（事業主体≠森林所有者,市町村有林は除く）
- ・①9 齢級以上②普通林③地利（林道から500m未満）のスギ人工林を選定し、林班単位で区域を設定。

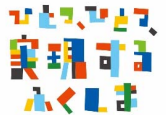
○花粉の少ない森林づくりモデル事業

- ・森林環境基金森林整備事業の実施地区である水源区域等で実施する植栽、下刈り（筋刈り）が対象。
- ・花粉の少ないスギ苗木を2,000本/ha以下で植栽。

7

【資料4】

花粉の少ない苗木



「花粉の少ない苗木」とは

- ・花粉生産量が少ない品種の苗木で、伐採跡地への植栽に活用。
- ・無花粉苗木、少花粉苗木、低花粉苗木、特定苗木の4種類に分類。
- ・成長と形質の優れた「精英樹」から選抜されているため、成長や形質に遜色はない。

品種名	特徴等
無花粉品種	・花粉を全く生産せず、林業用種苗として適した特性を有する。 ・雄花は一般のスギと同様に着けるが、花粉は生産しない。
低花粉品種	・成長・形質に優れている「精英樹(第1世代)」の中から、雄花が相当程度少ない品種を選抜したもの。
少花粉品種	・成長・形質に優れている「精英樹(第1世代)」の中から、雄花の少ない品種(1%以下)を選抜したもの。
特定母樹	・第2世代精英樹(エリートツリー)等のうち、 ①生長量が在来系統の1.5倍 ②材の剛性が平均以上 ③幹が通直 ④雄花が少ない品種(一般的なスギ・ヒノキの花粉量の概ね半分以下)の基準を満たし、農林水産大臣が指定したもの。

8

【資料5】